

一般廃棄物減量基本計画 (令和4年度～令和8年度)

(パブリックコメント用)

令和〇年〇月
一 関 市



－ 目 次 －

1. 基本的事項	
1－1 計画の目的	3
1－2 計画の位置づけ	3
1－3 計画の期間	3
2. 廃棄物の排出量	
2－1 廃棄物の排出実績	4
2－2 廃棄物の排出予測	7
2－3 背景・課題	8
3. 計画の目標	
3－1 計画の目標	9
4. 廃棄物減量化の方針	
4－1 基本方針	11
4－2 基本施策	12
5. 具体的な取組	
5－1 廃棄物を資源として循環させる仕組み	13
5－2 市の具体的な取組	14
5－3 市民の具体的な取組	16
5－4 事業者の具体的な取組	18
6. 計画の推進	
6－1 計画の推進	19

1. 基本的事項

1-1 計画の目的

本計画は、一関市の一般廃棄物処理のうち、廃棄物減量化対策について定めるものとします。

1-2 計画の位置づけ

本市は、平泉町と一関地区広域行政組合を設立し、一般廃棄物処理の事務の一部を共同で処理しています。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」という。）第6条第1項において市町村が定めなければならないとされている一般廃棄物処理計画は、一関地区広域行政組合規約第3条第2号アの規定により、廃掃法第6条第2項第2号に規定する「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」を除き、一関地区広域行政組合が「一般廃棄物処理基本計画」を策定しています。

このことから、市では、一関地区広域行政組合一般廃棄物処理基本計画に定めのない「一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項」について定め、「一関市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（平成19年一関市条例第10号）第8条第1項に規定するものとして、本計画を策定します。

また、本計画は、一関市総合計画を上位計画とするとともに、同計画の環境分野の計画である一関市環境基本計画の個別計画として位置づけています。

1-3 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

2. 廃棄物の排出量

2-1 廃棄物の排出実績

(1) 一般廃棄物の排出状況

平成28年度から令和2年度までの一般廃棄物の排出量実績（表1）は、一人1日あたりの排出量の状況が減少傾向となっており、リサイクル率は上昇傾向になっています。

平成29年度から令和3年度までを計画期間とする一般廃棄物減量基本計画（以下「前計画」という。）の目標と比較すると、令和2年度の実績は、一人1日あたりの排出量は62グラム多く、リサイクル率は0.3ポイント少ないことから、どちらも目標に達していません。

表1 一般廃棄物の排出量実績

区分		H28	H29	H30	R元	R2
一人1日あたりの排出量	(g)	827	832	828	830	822
(前計画の目標)	(g)	—	814	797	780	760
リサイクル率	(%)	15.1	15.0	16.8	16.0	16.8
(前計画の目標)	(%)	—	16.2	16.5	16.8	17.1
総排出量	(t)	36,646	36,317	35,607	35,189	34,164
資源化量	(t)	5,530	5,436	5,991	5,628	5,741
人口(10月1日)	(人)	121,411	119,655	117,814	115,822	113,877

出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果（国庫補助の対象となる災害廃棄物処理量を除く）

※四捨五入の関係で合計の数値と各項目の計数の合計値が一致しない場合がある（以下同じ）

※一人1日あたりの排出量（グラム）＝総排出量（トン）÷人口÷365日（R元は366日）×1,000,000

※リサイクル率＝資源化量÷総排出量×100

図1 総排出量と人口

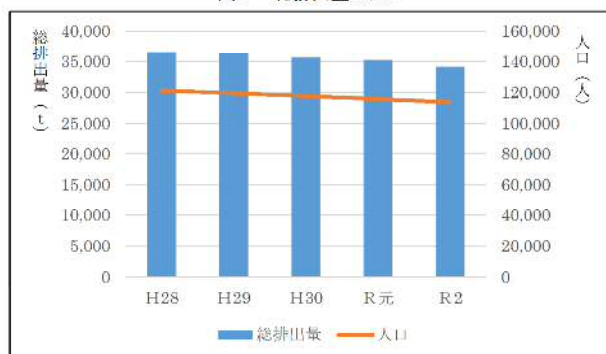
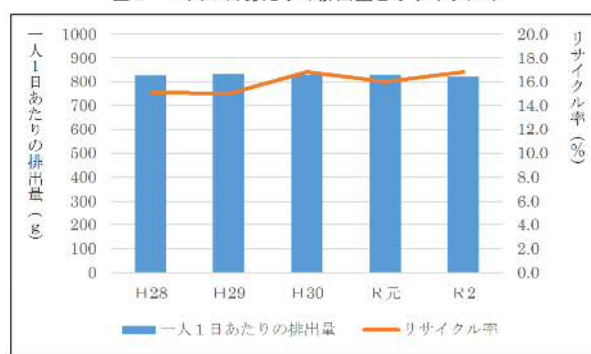


図2 一人1日あたりの排出量とリサイクル率



(2) 一般廃棄物の排出に係る分析

一般廃棄物の排出量実績（表1）、排出量の内訳（表2）から次のとおり分析します。

① 一人1日あたりの排出量

一人1日あたりの排出量は、平成29年度以降減少していますが、目標には達していません。

家庭系廃棄物のうち可燃物の直接搬入、不燃物の直接搬入、粗大ごみの排出量は増加傾向にあります。

これは、家庭内の片づけにより排出される廃棄物が、以前より多くなっていることが要因と考えられます。

② リサイクル率

一関地区広域行政組合において、平成30年度から焼却灰（主灰）をセメント原料化する取組を実施したことから、実施前よりもリサイクル率は上昇しているものの、目標には達していません。

リサイクル率の算出に使用する資源化量には、排出された廃棄物から資源化を図った量と有価物集団回収などの事業で回収した量が含まれますが、家庭系廃棄物の資源物の量、有価物集団回収事業の回収量が減少しています。

これは、スーパーなどが独自に実施する店頭回収の活用が多くなっていることが要因と考えられます。

③ その他

令和2年度と令和元年度の排出量を比較すると、家庭系廃棄物は増加し、事業系廃棄物は著しく減少しています。

これは、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として、家庭で生活する時間が増え、また、飲食を伴う事業者等が営業を縮小せざるを得なくなるなど、市民生活に変化があったことが要因と考えられます。

図3 一人1日あたりの排出量のこれまでの目標と実績

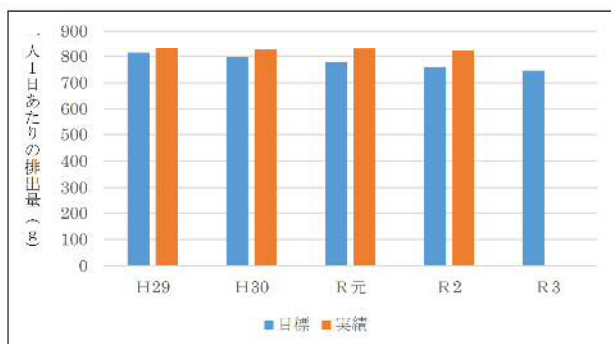


図4 リサイクル率のこれまでの目標と実績

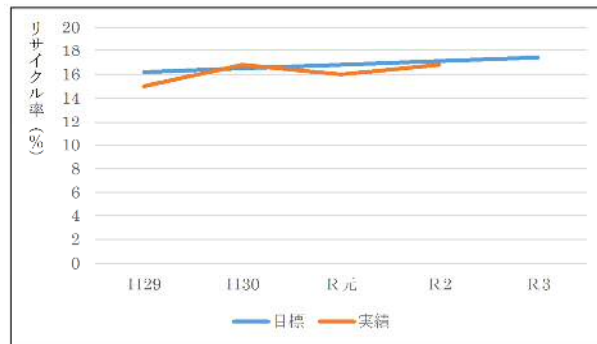


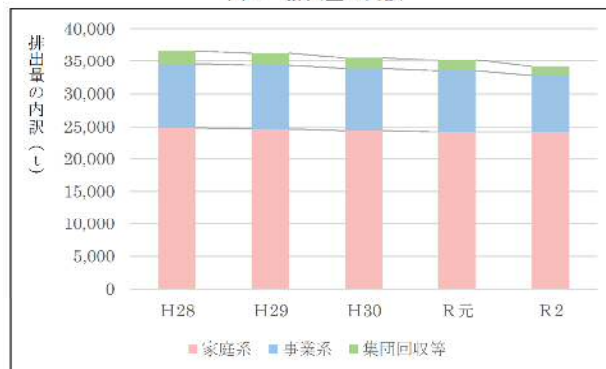
表 2 排出量の内訳

(トン)

	H28	H29	H30	R元	R2
家庭系廃棄物…①	24,906	24,701	24,481	24,264	24,280
可燃物	20,217	20,061	19,843	19,754	19,653
計画収集(可燃)	19,202	19,059	18,587	18,502	18,254
直接搬入(可燃)	1,015	1,002	1,256	1,252	1,399
不燃物	1,288	1,269	1,364	1,361	1,489
計画収集(不燃)	1,125	1,103	1,128	1,109	1,233
直接搬入(不燃)	163	166	236	252	256
粗大ごみ	248	285	367	415	420
資源物	2,946	2,912	2,882	2,709	2,675
缶	256	246	235	219	235
びん	951	914	859	816	798
ペットボトル	218	213	216	204	203
プラスチック製容器包装	438	439	430	417	422
白色トレイ	3	2	2	3	3
紙類	1,080	1,098	1,140	1,050	1,006
使用済小型家電(ボックス回収)	※ 不燃物に計上				8
その他(災害、一斉清掃など)	207	174	25	25	43
事業系廃棄物…②	9,648	9,636	9,359	9,244	8,490
可燃物	9,514	9,501	9,214	9,028	8,268
不燃物	7	7	0	0	0
資源物	89	88	106	186	168
その他(災害、不法投棄など)	38	40	39	30	54
集団回収+単独事業…③	2,092	1,980	1,767	1,681	1,394
有価物集団回収事業	1,892	1,782	1,739	1,649	1,374
古着イベント回収事業	16	17	21	24	6
使用済小型家電イベント回収事業	6	7	7	8	14
その他(オフィス占紙リサイクル関(紙))	178	174	0	0	0
総排出量(①+②+③)	36,646	36,317	35,607	35,189	34,164

出典：一般廃棄物処理事業実態調査結果(国庫補助の対象となる災害廃棄物処理量を除く)

図 5 排出量の内訳



2-2 廃棄物の排出予測

一般廃棄物の排出量を仮に現在確定値である令和元年度の一人1日あたりの排出量830グラムを用いて、一関市人口ビジョン（令和2年10月改訂）の推計人口により算出した場合、令和8年度の一般廃棄物の排出量は31,443トンと予測されます。

一関市と平泉町で構成する一関地区広域行政組合が平成31年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画（令和元年度～令和10年度）では、本市の一般廃棄物の排出量を29,405トンとしていることから、このまま排出量が減らない場合は、本計画の予測の方が2,038トン多いこととなります。

表3 推計人口

区分	R3	R4	R5	R6	R7	R8
推計人口 (人)	112,049	109,509	108,049	106,626	105,217	103,791

※一関市人口ビジョンの「人口の将来展望」（合計特殊出生率上昇かつ社会減解消の場合）の推計人口

※令和3年度分は10月1日時点の人口

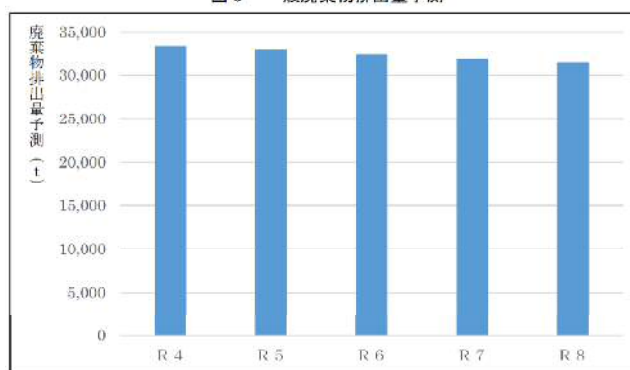
表4 一般廃棄物排出量予測

区分	R元	R4	R5	R6	R7	R8
一般廃棄物排出量予測 (t)	35,189	33,176	32,823	32,302	31,875	31,443

※令和元年度を基準年とし、各年度の一人1日あたりの排出量を830gとして算出

※一般廃棄物排出量予測＝一人1日あたりの排出量830g×推計人口×365日（令和5年度は366日）

図6 一般廃棄物排出量予測



2-3 背景・課題

- 地球温暖化に伴う気候変動やマイクロプラスチック問題による海洋汚染など、さまざまな環境問題に対して、私たち市民一人ひとは、地球環境にやさしい行動を考え、実行していかなければなりません。
- 国では、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、2030年度温室効果ガス排出を2013年度比46%削減し、さらに50%の高みに挑戦するため、「脱炭素社会」、「循環経済」、「分散型社会」への“3つの移行”の推進が図られているところです。
- 本市は、令和3年2月に「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを目指す」ことを宣言しました。また、令和3年5月には、持続可能な開発目標の達成に向けた、優れた取組・提案を行う自治体として「SDGs未来都市」に選定されました。同年8月に策定した「一関市SDGs未来都市計画」において、脱炭素社会・循環型社会の実現に向けた取組についても推進することとしています。
- 平成29年度から令和3年度までを計画期間とした一般廃棄物減量基本計画では、一般廃棄物の一人1日あたりの排出量を5年間で10%減らす746グラムを目標に掲げたところですが、令和2年度実績（速報値）では822グラムであり、目標に達していません。
- 現在の一般廃棄物処理施設は、焼却施設の老朽化や最終処分場の埋立終了時期が迫っていることから、一関地区広域行政組合では、新たな一般廃棄物処理施設を整備することとしており、エネルギー回収型一般廃棄物処理施設を令和9年度中に、一般廃棄物最終処分場を令和8年度中に稼働させる計画を進めているところです。
- このようなことから、市民一人ひとりが廃棄物の排出を抑え、やむを得ず排出される廃棄物は資源として積極的に再利用するという意識をさらに高め、廃棄物の減量化及び資源化に取り組む必要があります。

3. 計画の目標

3-1 計画の目標

本計画では、廃棄物排出量の削減や循環利用をさらに推進することを基本としつつ、新たな一般廃棄物処理施設の整備に向けて、一関地区広域行政組合が策定した一関地区広域行政組合地域循環型社会形成推進地域計画の目標を踏まえて、一般廃棄物の減量化及び資源化に関する目標を次のとおり設定します。

- | | |
|-----|--------------------|
| 目 標 | 令和8年度までに |
| ○ | 一人1日あたりの排出量 803グラム |
| ○ | リサイクル率 17.2% |

表5 年度ごとの目標値

区分		R4	R5	R6	R7	R8
一人1日あたりの排出量	(g)	822	817	813	808	803
リサイクル率	(%)	16.8	16.9	17.0	17.1	17.2

図7 年度ごとの実績と目標

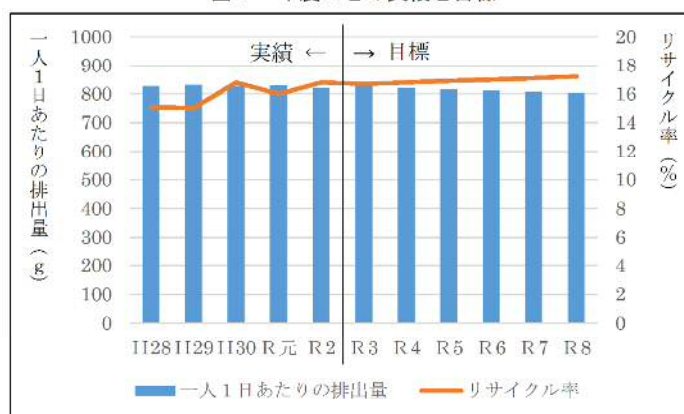


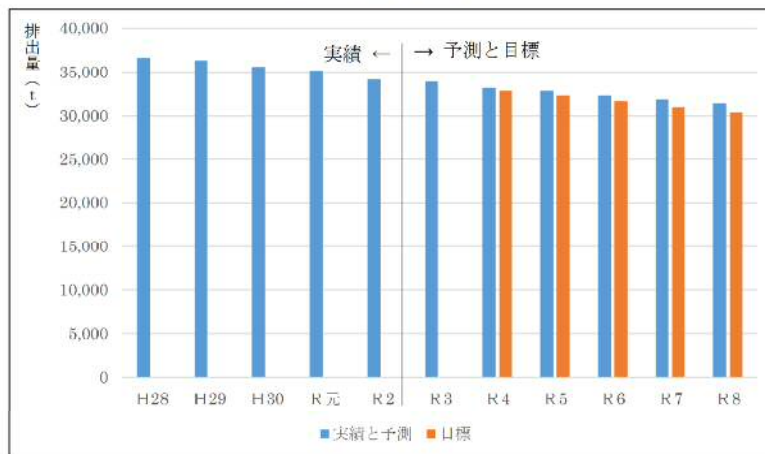
表6 予測と目標の比較

区分	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8
一般廃棄物排出量予測 (t)	33,176	32,823	32,302	31,875	31,443
一般廃棄物排出量目標 (t)	32,856	32,309	31,641	31,031	30,421
一人1日あたりの排出量 (g)	822	817	813	808	803
推計人口 (人)	109,509	108,049	106,626	105,217	103,791

※一般廃棄物排出量予測＝一人1日あたりの排出量830g×推計人口×365日（令和5年度は366日）

※一般廃棄物排出量目標＝一人1日あたりの排出量目標値×推計人口×365日（令和5年度は366日）

図8 予測と目標の比較



4. 廃棄物減量化の方針

4-1 基本方針

- 環境基本計画に掲げる「資源が効果的に循環する地域社会づくり」を基本方針とし、廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再生利用（Recycle：リサイクル）の3R（スリーアール）を積極的に推進します。
- 市、市民、事業者がそれぞれの役割により、さらなる廃棄物の減量化及び資源化を実践し、環境への負荷の軽減と資源循環による持続可能な社会の実現を目指します。

「一関市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」では、市、市民、事業者のそれぞれの責務を次のとおり定めています。

(1) 市の責務

- ① あらゆる施策を通じて、廃棄物の減量及び適正処理に関し必要な措置を講ずるものとする。
- ② 廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の自主的な活動の促進を図るとともに、市民及び事業者の廃棄物に関する意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(2) 市民の責務

- ① 廃棄物の発生を抑制し、再生品の使用等により再利用を図り、生じた廃棄物をなるべく自ら適正に処分する等により、廃棄物の減量に努めなければならない。
- ② 廃棄物の減量及び適正処理に係る市の施策に協力しなければならない。

(3) 事業者の責務

- ① 廃棄物の発生を抑制し、再利用を行うことにより、廃棄物の減量に努めなければならない。
- ② その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理するとともに、廃棄物の散乱の防止に努めなければならない。
- ③ 廃棄物の減量及び適正処理に係る市の施策に協力しなければならない。

4-2 基本施策

一関市環境基本計画に掲げる次の事項を本計画の基本施策として位置づけ、市、市民、事業者が具体的な取組を定めます。

(1) 廃棄物の減量化と資源化、再利用の促進

① 廃棄物の発生抑制

② 資源化と再利用の推進

(2) 廃棄物を効率的に処理する仕組みの構築

① 廃棄物の適正処理の推進

② 不法投棄・ポイ捨ての防止

5. 具体的な取組

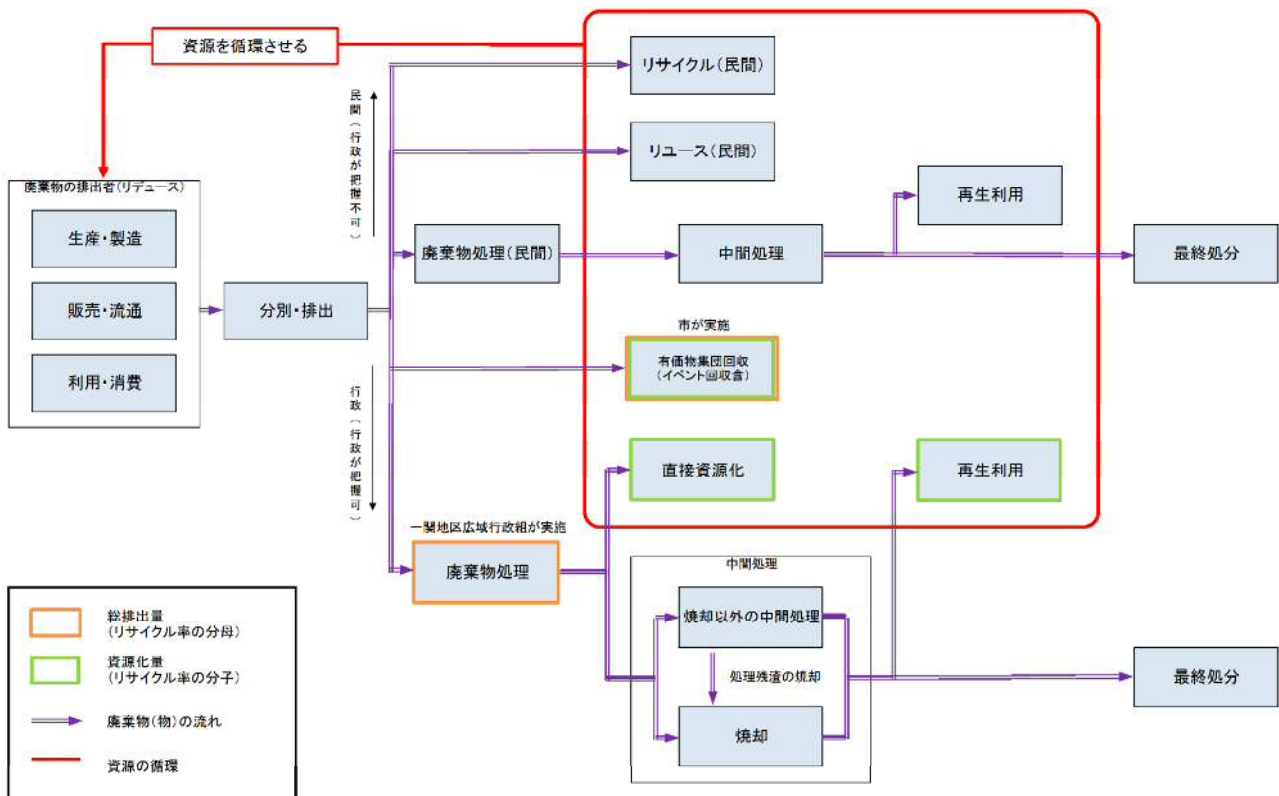
5-1 廃棄物を資源として循環させる仕組み

廃棄物の減量化及び資源化をさらに進めるには、市民や事業者の皆さんがそれぞれ普段の生活（行動）を見つめ直し、出来ることからひとつずつ取組むことが必要です。

市は、廃棄物の減量化及び資源化を図るため、廃棄物を資源として循環させる仕組み（図9）に着目し、各段階に応じた具体的な取組を推進します。

また、本計画では、市民や事業者が3R推進のためにすぐ出来る取組事例や心がけについて「市民の具体的な取組」「事業者の具体的な取組」として紹介しますので、できることから取り組んでみましょう。

図9 廃棄物が資源として循環する仕組み（イメージ図）



◆ 廃棄物の減量化及び資源化に向けた取組として、3Rの他にも心がけるべき“R”から始まるさまざまな行動がありますので紹介します。

Refuse : リフューズ	不要なものは受け取らない (拒否)
Repair : リペア	修理して使う
Rental : レンタル	使用頻度が少ないものは借りる
Renewable : リニューアブル	再生可能な資源に切り替える

5-2 市の具体的な取組

(1) 廃棄物の発生抑制（リデュース）の段階

- ① マイバッグやマイボトルなどの持ち歩きを促進し、レジ袋などの削減を図ります。
- ② 簡易包装、詰替え用商品の購入や量り売りの利用を推進します。
- ③ 生ごみ減量機器の購入助成により生ごみ減量機器の普及を図り、家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進します。
- ④ 食品ロス削減のため、家庭や飲食店などにおける「残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動」※₁などの取組を推進します。
- ⑤ フードバンク、フードポスト、フードドライブ※₂などの情報を収集し、利用を促進します。
- ⑥ 使用頻度が少ない物など、レンタルやシェアリングなどのサービスの情報を収集し、利用を促進します。
- ⑦ グリーン購入法の基本方針に基づく環境物品など（リサイクル製品など、環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達に努めます。
- ⑧ スプーンやストローなど使い捨てプラスチック（ワンウェイプラスチック）の廃棄を減らす取組を促進します。

(2) 再使用と再生利用の推進（リユース・リサイクル）の段階

- ① 有価物集団回収に取り組む地域の団体などに対して助成し、取組のさらなる普及拡大を促進します。
- ② 多くの市民が集団回収に参加できるように、有価物集団回収に取り組む団体のうち、地域の資源回収の拠点とすることが可能な団体と連携を図ります。
- ③ 古着や使用済小型家電のイベント回収を実施し、資源化を推進します。
- ④ 店頭回収など資源物の独自回収を行う事業者（小売事業者、団体）やリユースショップとの連携により、その取組を推進します。
- ⑤ リユースやリサイクルのサービスをインターネットやスマートフォンのアプリなどで展開する事業者との連携を検討します。
- ⑥ 事業者における廃棄物の減量化及び資源化の取組や環境配慮行動を促進します。
- ⑦ 一関地区広域行政組合と連携し、使用済小型家電回収や再生品利用など廃棄物の資源化の取組を推進します。
- ⑧ 市役所などの公共施設から排出する廃棄物の減量化及び資源化の取組を推進します。

※₁ 残さず食べよう！30・10（さんまる・いちまる）運動

「30・10」をキーワードにした次の食品ロス削減の取組を呼びかける。

家庭では、毎月30日を“冷蔵庫クリーンアップデー” 毎月10日を“もったいないクッキングデー”、として食材を使い切る取組。

宴会や会食では、最初の30分間と最後の10分間は料理を楽しむ時間とし、食べ残しを減らす取組。

※₂ フードバンク：「食料銀行」を意味する社会福祉活動の一環で、食べられる状態であるにもかかわらず、様々な理由で処分されてしまう食品を、食べ物に困っている方や施設に届ける活動。

フードポスト：フードバンクへの食べ物を集める受付場所、拠点。

フードドライブ：学校や職場で食べ物を持ち寄り、集めたものをまとめて施設やフードバンクを実施している団体に寄付する活動。

(3) 分別・排出の段階

- ① 市民に対し、リユースやリサイクルの方法について、具体的な選択肢（排出先）を提示し、その利用を促進します。
- ② 一関地区広域行政組合と連携し、ごみ分別アプリ、ごみカレンダー、ごみの分け方出し方テキストなどの活用による、分別の徹底と適切な排出について周知を図ります。
- ③ 地域や各種団体が開催するごみ分別教室や各種イベントなどにおいて、ごみの分別方法の周知を図ります。
- ④ 公衆衛生組合や、ごみ問題対策巡視員など地域の協力を得ながら、分別の徹底を図ります。
- ⑤ 一関地区広域行政組合や平泉町と連携し、新しい廃棄物処理施設の整備にあわせて、分別や収集の仕組みづくりについて、研究及び検討します。
- ⑥ 一関地区広域行政組合と連携し、粗大ごみの排出方法について、研究及び検討します。
- ⑦ 各種リサイクル法に基づく排出方法の周知を図ります。

(4) 廃棄物の処理の段階

- ① 一関地区広域行政組合が行う、使用済小型家電回収事業など廃棄物の資源化の取組を促進します。
- ② 一関地区広域行政組合と連携し、廃棄物の資源化について研究及び検討します。

(5) その他

- ① 施策の推進には、市民、事業者、公衆衛生組合連合会など関係団体の理解と協力が必要であることから、市広報紙や市ホームページ、コミュニティFM、ケーブルテレビなどの多様な媒体を活用した広報に努めます。
- ② ごみ処理の有料化は、排出量に応じた負担の公平性、排出者の意識改革につながり、発生抑制に有効と考えられることから、国のガイドライン並びに県内や周辺自治体の動向などを情報収集し、一関地区広域行政組合と連携し検討します。
- ③ 震災や水害などの自然災害により、一時的に多量排出される廃棄物については、衛生状態を保持する必要があることから、市の災害廃棄物処理計画に基づき、周辺自治体や廃棄物処理事業者などの関係団体と連携して適正な処理に努めます。

5-3 市民の具体的な取組

(1) 発生抑制（リデュース）に関する取組

- ① 生ごみの水切り、生ごみ処理機の利用などにより廃棄物の減量化に努めましょう。
- ② マイバッグやマイボトルを持ち歩き、必要のないものは購入しない（無料でも断る）よう心がけましょう。
- ③ 購入するときは、長持ちするものを選び、処分するときのことを考えて商品を選択しましょう。
- ④ 簡易包装、詰替え用商品の購入や量り売りの利用を心がけましょう。
- ⑤ 購入した物を大切に使用し、故障したものでも修理できるものは修理し、長く使用しましょう。
- ⑥ 必要なときに必要な分だけ購入しましょう。
- ⑦ 消費期限と賞味期限の違いを正しく理解し、残っている食材から使うなど食材を大切にし、上手に食べきるなど食品ロス削減の取組に努めましょう。（家庭での「残さず食べよう！30・10運動」）
- ⑧ 家庭で余っている常温で長持ちする食材は、フードバンク、フードポスト、フードドライブなどに協力しましょう。
- ⑨ 使用頻度が少ない物は、レンタルやシェアリングなどのサービスを活用しましょう。
- ⑩ スプーンやストローなど使い捨てプラスチック（ワンウェイプラスチック）の過剰な使用を控えるなど、プラスチック使用製品を上手に使用する工夫をしましょう。

(2) 再使用と再生利用の推進（リユース・リサイクル）に関する取組

- ① 小売事業者などが行う店頭回収など独自の資源回収を積極的に利用しましょう。
- ② 地域などが行う有価物の集団回収に積極的に参画しましょう。
- ③ 不要になったもので再使用が可能なものは、家族や知人に譲ったり、リユースショップなどの店舗を利用したり、インターネットやスマートフォンのアプリなどで展開するリユース・リサイクルのサービスを積極的に活用しましょう。
- ④ 商品を購入する際は、物を循環させるための仕組みが活性化するよう、リユース・リサイクルの商品を選択しましょう。
- ⑤ 各種リサイクル法に基づきリサイクルされる物については、定められたルールに従って正しく処分しましょう。
- ⑥ リユースできない古着や使用済小型家電は廃棄物とせず、市などが行う資源回収に協力し、リサイクルに努めましょう。

(3) 廃棄物の処理に関する取組

- ① リサイクルの第一歩は、廃棄物の分別です。ごみの分別方法を確認し、資源化に努めましょう。
- ② ごみ集積所は、利用する地域自らが管理するものです。分別方法や集積所の利用方法を守り、適切に利用しましょう。
- ③ 不法投棄は犯罪です。適正な廃棄物の処理に努めましょう。
- ④ 地域が行う清掃活動などの取組に積極的に参画しましょう。

5-4 事業者の具体的な取組

(1) 発生抑制（リデュース）に関する取組

- ① 原材料の選択や製造工程の工夫などにより、事業活動に伴う廃棄物の発生抑制に取り組みましょう。
- ② すぐに故障しないような耐久性のある製品の製造や販売に努めましょう。
- ③ 過剰包装を控え、適切な包装に努めましょう。また、詰替え商品や量り売りなどの商品の取扱いに努めましょう。
- ④ レジ袋などの削減のためにマイバッグの持ち歩きを働きかけましょう。
- ⑤ 過剰な生産（製造）にならないよう、需要に見合った生産（製造）に努めましょう。
- ⑥ 商品の生産（製造）過程でロスが生じないための技術を取り入れましょう。
- ⑦ 販売・流通過程で生じる廃棄物を少なくするよう努めましょう。
- ⑧ スプーンやストローなど使い捨てプラスチック（ワンウェイプラスチック）について、環境に配慮した代替品を使用するなどのプラスチック廃棄物の削減に取り組みましょう。

(2) 再使用と再生利用の推進（リユース・リサイクル）に関する取組

- ① 資源物の分別とリサイクルに取り組みましょう。
- ② 店頭回収など資源回収を実施している場合は、市民に積極的に呼びかけましょう。
- ③ リサイクルしやすい商品の開発、製造、販売に努めましょう。
- ④ 再生利用可能な資材などは、自社での再生利用や他の産業の原料などに活用するなど可能な取組に努めましょう。
- ⑤ 不要になった常温で長持ちする食材をフードバンク、フードポスト、フードドライブなどに協力するなど、食品廃棄物の削減に取り組みましょう。
- ⑥ 農林水産物の生産過程で生じる規格外の物を活用する仕組みを検討しましょう。
- ⑦ 各種リサイクル法に基づきリサイクルされる物については、定められたルールに従って正しく処分しましょう。

(3) 廃棄物の処理に関する取組

- ① 事業活動に伴って発生する事業系の廃棄物は、産業廃棄物と事業系一般廃棄物に分別されます。事業者は自らの責任において、関連法令に基づき適正に処理しましょう。

6. 計画の推進

6-1 計画の推進

本市は、本計画の具体的な取組を実効あるものとするため、毎年度実施計画を定め各種の取組を実行していきます。

また、PDCAサイクルを用いて進行管理を行うとともに、一関市廃棄物減量等推進審議会に対して取組状況等を報告し、その意見等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。